

令和5年度姫路市保育士等定着支援一時金 Q & A

Q 1. 令和5年度の本事業の対象者は

- A 令和2年度中途採用者、令和3年度採用者のうち、本事業の継続対象者で、同一の保育所等で継続して働く意思のある方
- ※令和3年度末で新規申請者の受付は終了し、令和4年度からは、すでに受給されている継続者の方が3年間の支給対象期間をすべて終えるまで事業を継続します。
- ※令和4年度以降に新たに採用される保育士等は「私立教育・保育施設処遇総合支援事業」の対象者となり、保育士等の通算経験年数が3年未満の方であれば、本事業と同等の手当を施設を通じて受けることとなります。

Q 2. どのような場合に交付対象保育士等（継続対象者）にならないのか

- A 対象外になる者の具体例
- ・本事業の給付を受けたことがない者
 - ・本事業の給付を受けていたが、翌年度の継続勤務の意思がない者（各年度4月1日から1年以内に退職確定の者など）（変更なし）
 - ・令和4年4月1日以降に設置者との雇用契約を変更した者（労働時間が一日につき6時間以下かつ一月につき20日以下となった、保育業務専従者でなくなったなど）
 - ・令和4年4月1日以降に採用された者（変更なし）
 - ・平成31年1月1日から令和4年3月1日の間に採用され、本事業の対象者として要件を満たしていたが、令和4年3月31日までに申請のなかった方は、「私立教育・保育施設処遇総合支援事業」（こども保育課で実施）の対象者となります。

Q 3. 支給額及び支給方法は

- A 月2万円に勤務月数を乗じた金額（年間最大24万円、3年間で最大合計72万円）が保育士等本人の口座に支給されます。
- ※勤務を開始する日が、月の初日である場合は当該月から、月の初日以外の日である場合は翌月から開始
- ※勤務が1か月に満たない月は「勤務月数」に含まない
- ※育休、傷病休暇など、休職されている月数は支給算定月数から除外
- ※本事業における一時金の申請は単年度ごとに行う必要があり、申請書の提出は毎年度必要です。
- ※毎年度議会の予算承認を経る必要があるため、3年間の一時金の交付を約束するものではありません

例1) 令和2年12月1日から勤務を開始した場合の年度ごとの支給額

支給年度	対象月数	支給金額
令和2年度	4か月分(12月～3月)	8万円
令和3年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和4年度	12か月分(4月～3月)	24万円

令和5年度	8か月分(4月～11月)	16万円
		計 72万円

例2) 令和3年3月1日から勤務を開始した場合の年度ごとの支給額

支給年度	対象月数	支給金額
令和3年度	1か月分(3月)	2万円
令和4年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和5年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和6年度	11か月分(4月～2月)	22万円
		計 72万円

Q4. 「保育士・保育教諭等（保育士等）」とあるが、幼稚園教諭免許のみの取得者も対象となるか

A. 幼稚園教諭免許のみを有し、認定こども園に勤務している幼稚園教諭も対象になります。

Q5. 正規職員だけ対象になるのか

A. 正規職員のほか、労働時間が「一日6時間以上かつ一月20日以上」または「それと同等の勤務条件」と確認できる雇用契約により勤務する非正規職員（常勤的非常勤）も対象になります。

Q6. 市内の私立認可保育所等で働いていればよいのか

A. 勤務する保育所等の設置者に直接雇用され、保育に専従している保育士等が対象になります。（資格を有していても、事務職員やその他補助（無資格）職員の場合や派遣されている場合は対象となりません。）

Q7. 年度途中及び年度末で退職した場合の取り扱いは

A. 本補助金は翌年度以降も継続して勤務していただくことを支給要件としているため、年度途中及び年度当初（4月1日）から1年間勤務されても、継続の意思がない場合はその要件を欠くため支給対象外となります（ただし、配偶者の転勤など特別な事情があると市長が認めた場合は支給されることがあります。）。

Q8. 翌年度以降も継続して勤務する予定であったが、諸事情により年度途中で退職せざるを得なくなった。その場合、前年度に支給された一時金は返還する必要があるか)

A. 実績報告の時点で継続の意思があった場合は返還の対象にはなりません。

ただし、本事業は同一の保育所等で継続して働いていただくことを目的としているため、実績報告の時点で翌年度途中の退職が決定している場合など、継続の意思がないにも関わらず、1年目の一時金を受給された場合等は、虚偽の申告に該当し返還対象となります。

Q9. 今の園を辞めて、違う園に採用された場合も対象になるのか

A. 対象外となります。

Q10. 勤務していた保育所等を運営する法人の同系列の保育所等に転籍した保育士等は新規の採用として補助の対象になるか

A. 交付決定者が配置換えにより勤務先の保育所等が変更になった場合は、同一の保育所等での勤務が継続中とみなされるので引き続き一時金の対象となります。ただし、市外の保育所等への配置換えの場合はその資格を喪失することになります。

Q11. 保育士資格を有していない保育補助者等が、保育士資格等を取得した場合は対象となるか

A. 保育補助者（無資格）として勤務する在職中の臨時職員が、令和4年4月1日以降に改めて保育士等としての雇用契約を交わした場合や、市内の他の保育所等に新たに雇用された場合は、「私立教育・保育施設処遇総合支援事業」の対象者となります。

Q12. 姫路市外に住んでいても対象となるか

A. 姫路市内市外在住問わず、交付対象者としての要件を満たしていれば支給の対象となります。

勤務する保育所等が借り上げた市内の住居に居住する場合は、保育士等住居借り上げ支援事業の交付対象者になる場合がありますので、勤務先の園へご相談ください。

Q13. 産休や育休中の保育士等は対象になるか

A. 年度末日に産休中や育休中の職員は、在籍している状態であるので一時金の交付対象になりますが、産休や育休の休業期間は勤務月数にあてはまらないため、その期間を除いた勤務月数に2万円を乗じた額を支給します。（産休期間・育休取得期間は、支給額の算定項目である勤務月数に含みません。）

なお、当該年度中に一月も勤務していない場合は一時金の支給はありません。復職後は、勤務した月数に2万円を乗じた額が支給されます。（休業開始月や復帰月の勤務日数が1か月に満たない月は勤務月数に含み除外されます。）

ただし、支給対象期間は勤務を開始した日から起算して3年までのため、長期間育児休業を取得される場合、育休中に交付対象期間が終了することになります。

例) 令和3年4月1日採用の保育士が、令和4年4月21日より産前休暇、6月15日出産、8月9日まで産後休暇、令和5年6月14日まで育児休業で6月15日職場復帰の場合

→ 交付対象期間は令和6年3月分まで

・令和3年度 … 24万円（12カ月分）

・令和4年度 … 支給なし

・令和5年度 … 18万円（7月からの9カ月分） 合計：42万円（21カ月）

Q19. 婚姻等により申請時から対象保育士等の氏名が変わった場合、実績報告時の氏名はどちらを使用すればよいか

- A. 変更後の氏名をご記入、押印いただき、「姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書（様式第14号）」の余白に変更理由をご記入ください（【例】○月○日付婚姻による氏名変更（旧姓：△△）

Q20. 一時金の受給に関して、確定申告は必要か

- A. この一時金は税法上の雑所得に区分されますので、申告の詳細は姫路税務署（079-282-1135）へお問い合わせください。

Q21. 確定申告に添付する支払証明書の発行は可能か

- A. 一時金支給日の数日前に支払通知書を送付しますので、それをご使用ください。